

<年金分割の割合を定める調停（審判）を申し立てる方へ>

1 概要

離婚時年金分割制度における年金の按(あん)分割合（分割割合）について、当事者間で話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合に、離婚した日の翌日から2年以内であれば、家庭裁判所の調停（審判）手続を利用することができます。事実上の婚姻関係にあったと認められる方も対象になりますが、その場合、分割の対象となるのは、当事者の一方が被扶養配偶者として国民年金法上の第3号被保険者と認定されていた期間（第3号被保険者期間）に限られます。

調停では、調停委員会が、申立人（あなた）及び相手方から事情をお聴きしながら、分割割合についての話し合いを進めていきます。話し合いがまとまらず、調停が不成立になった場合には、自動的に審判手続が開始され、裁判官が双方が提出した資料等一切の事情を考慮して、審判をします。なお、夫婦関係調整（離婚）調停又は内縁関係調整（解消）調停に伴って年金分割の割合を話し合いたい場合には、上記各調停手続を利用してください。

審判を申し立てた場合でも、調停手続が先行することがあります。

2 申立てに必要な費用

収入印紙・・情報通知書1通につき1,200円

連絡用の郵便切手

【調停の場合】100円×2枚、82円×8枚、10円×14枚、1円×10枚（合計1,006円分）

【審判の場合】500円×4枚、100円×4枚、82円×5枚、50円×2、10円×15枚、
2円×5枚、1円×5枚（合計3,075円分）

3 申立てに必要な書類

申立書3通

→申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人用の控えの3通を作成してください。なお、裁判所の窓口に3枚複写式の申立書用紙がありますので、ご利用ください。

連絡先等の届出書1通

進行に関する照会回答書1通

「年金分割のための情報通知書」1通

→情報通知書は離婚後又は内縁関係解消後に交付されたものを提出してください。

情報通知書の請求手続については、年金事務所（厚生年金の場合）又は各共済年金制度の窓口にお問い合わせください。情報通知書は、各年金制度及び年金分割の対象期間ごとに作成されます。年金の種類又は対象期間が複数ある場合には、それぞれについて情報通知書が必要です。複数の年金制度への加入歴がある場合には、分割を求める年金制度ごとに情報通知書を入手してください。

4 手続に必要な書類等の提出方法等（書類等はA4サイズで提出してください。）

- ・ 調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。
- ・ 年金分割の割合を定める調停（審判）事件は、当事者双方が婚姻中又は内縁関係中に得た財産の分与の一環として話し合い等を進める手続です。そのため、書類等を提出する場合には、裁判所用及び相手方用としてコピー2通を提出するとともに、調停（審判）期日には申立人用の控えを持参してください。
- ・ 書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所等）は、マスキング（黒塗り）をしてください。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）
- ・ マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載した上で、その申出書の下に当該書面を一緒に提出してください。この申出書を参考に、裁判官が相手方の閲覧・謄写（コピー）申請を認めるかどうか判断します。

* この提出方法は年金分割の割合を定める調停・審判事件の取扱いです。他の事件では取扱いが異なる場合があります。

5 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

相手方から閲覧・謄写（コピー）の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため、「非開示の希望に関する申出書」が提出されている場合であっても、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では閲覧・謄写の申請が許可されなかった書類等であっても、改めて閲覧・謄写の申請があれば、法律の定める除外事由がない限り許可されます。これは、最初から審判を申し立てた場合も同様です。

6 申立先

調停の場合には相手方の住所地を管轄する家庭裁判所、審判の場合には申立人又は相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります。ただし、相手方との間で、担当する家庭裁判所について合意ができており、申立書とともに管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。

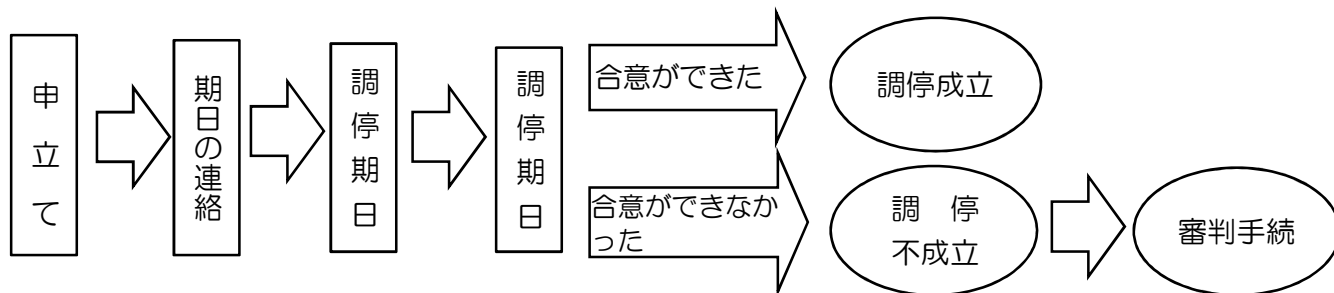
調停で相手方の住所地が東京都内の場合、審判で申立人又は相手方の住所地が東京都内の場合の申立先は、次のとおりです。東京都以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイト](#)の[裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

(調停：相手方の住所地) (審判：申立人又は相手方の住所地)	(申立先)
東京23区内、三宅村、御蔵島村、小笠原村	東京家庭裁判所（本庁）
八丈島、青ヶ島村	東京家庭裁判所八丈島出張所
大島町、利島村、新島村、新津島村	東京家庭裁判所伊豆大島出張所
上記以外の市町村（多摩地区）	東京家庭裁判所立川支部

7 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われ、1回の時間はおおむね2時間程度です。申立人待合室、相手方待合室でそれぞれお待ちいただいた上で、交互又は同時に調停室に入ります。調停委員が中立の立場で、双方のお話をお聴きしながら話し合いを進めていきます。

また、原則として、各調停期日の開始時と終了時に、双方当事者ご本人に同時に調停室に入ってください、調停の手続、進行予定や次回までの課題等に関する説明を行いますので、支障がある場合には、「進行に関する照会回答書」にその具体的な事情を記載してください。手続代理人が選任されている場合も同様です。上記説明の際に使用しますので、各調停期日にはこの書面を必ず持参してください。



注 家事事件手続（調停、審判、調査等）においては、録音・録画・撮影は禁止されています。

8 その他

調停が成立した場合、実際に年金分割制度を利用するためには、一定の期限内に、当事者のいずれか一方から、年金事務所（厚生年金の場合）又は各共済年金制度の窓口において、年金分割の請求（標準報酬改定請求等）手続を行う必要があります。家庭裁判所の調停に基づいて、自動的に分割されるわけではありませんので、ご注意ください。